処置請求に対する取扱規則

（平成十八年九月十五日規則第百十二号）

改正　平成二一年　二月一九日
同　二二年　四月一六日
同　二六年一二月一八日
同　二九年　三月一六日
令和　三年　六月一八日
同　六年　一月一九日

第一章　総則

（定義）

第一条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　処置請求　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）又は少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の規定に基づき、裁判所若しくは裁判官又は検察官から弁護士会又は連合会に対しなされる、弁護士である弁護人又は付添人について適当

な処置をとるべきことの請求をいう。

二　当該弁護士　処置請求の対象の弁護人又は付添人である弁護士をいう。

三　弁護士会　当該弁護士の所属する弁護士会をいう。

四　裁判所　第一号を除き、処置請求をした裁判所をいう。

四の二　裁判官　第一号を除き、処置請求をした裁判官をいう。

五　検察官　第一号及び第二十一条を除き、処置請求をした検察官をいう。

六　連合会　日本弁護士連合会をいう。

七　規程　処置請求に対する取扱規程（会規第七十三号）をいう。

八　委員会　処置請求に関する調査委員会をいう。

（委員の除斥）

第二条　委員会の委員は、本人、法律事務所を共にする者、同一の弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）に所属する者、配偶者又は三親等以内の親族に関する事案の調査から除斥される。

（委員の忌避）

第三条　委員会の委員について調査の公正を害するおそれのある事情があるときは、当該弁護士は、忌避の申立てをすることができる。

２　委員会は、前項の規定による申立てに対し、速やかに、決定しなければならない。

（委員の回避）

第四条　委員会の委員は、調査の公正を害するおそれのある事情があると思料するときは、委員会の承認を得て、回避することができる。

（準用）

第五条　前三条の規定は、委員会の事務局員に準用する。

（委員会の議事録）

第六条　委員会は、会議を開いたときは、議事録を作成し、会議の日時、場所、出席した委員の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名をいう。以下第十条において同じ。）、議事及び議決の要旨並びにその他委員長において必要と認めた事項を記載し、出席した委員長及び委員一人以上がこれに署名押印しなければならない。

（文書の送達）

第七条　文書の送達は、送達を受けるべき者に交付し、又

は配達証明取扱の書留郵便によって行う。

２　文書の送達は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他前項の規定によることができないときは、公示の方法によってすることができる。

３　公示の方法による送達は、連合会がその文書を保管し、いつでもその送達を受けるべき者に交付する旨を連合会の掲示場に掲示し、かつ、その旨を官報に掲載してこれをなすものとする。この場合においては、その掲示を始めた日の翌日から起算して十四日を経過したときにその文書の送達があったものとみなす。

（弁護士に対する文書の送達等）

第八条　当該弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送達は、連合会に登録された事務所若しくは住所又は委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

２　前項の場合を除き、当該弁護士、その代理人である弁護士及びその他の弁護士に対する文書の送付及び通知は、この規則に特別の定めがある場合を除いては、連合会に登録された事務所若しくは住所又は委員会に届け出られた事務所若しくは住所に宛ててする。

（弁護士法人等に対する文書の送達等）

第九条　弁護士法人及び共同法人に対する文書の送達は、

主たる法律事務所又は委員会に届け出られた従たる法律事務所若しくは社員（共同法人にあっては、弁護士である社員に限る。以下この条において同じ。）の住所に宛ててする。

2　弁護士法人及び共同法人に対し前項の規定による文書の送達ができないときは、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててすることができる。

3　前二項の場合を除き、弁護士法人及び共同法人に対する文書の送付及び通知は、この規則に特別の定めがある場合を除いては、主たる法律事務所、従たる法律事務所又は社員の住所に宛ててする。

（代理人）

第十条　当該弁護士は、弁護士、弁護士法人又は共同法人を代理人に選任することができる。

2　弁護士法人又は共同法人が代理人に選任された場合には、当該弁護士法人又は共同法人は、その社員又は使用人である弁護士のうちから代理人の職務を行うべき者を指名し、その氏名、事務所及び所属弁護士会の名称を委員会に届け出なければならない。代理人の職務を行うべき者を変更したときも同様とする。

3　当該弁護士の代理人は、当該弁護士のために独立して、

規程及びこの規則に定める行為をすることができる。

4　代理人が二人（弁護士法人又は共同法人は、一弁護士法人又は一共同法人を一人とする。）以上あるときは、そのうちの一人の弁護士、弁護士法人又は共同法人を主任代理人とし、主任代理人は他の代理人を代表する。

5　主任代理人は、当該弁護士が指定し、指定がないときは、委員会の委員長が指定する。

6　当該弁護士は、代理人又は主任代理人を選任したときは、その氏名又は名称、事務所（弁護士法人又は共同法人にあっては主たる法律事務所の名称及び所在場所）及び所属弁護士会の名称を委員会に届け出なければならない。代理人又は主任代理人を解任したときも同様とする。

7　次に掲げる者は、代理人となることができない。

一　連合会の会長、副会長、事務総長、事務次長及びその他の職員

二　委員会の委員及びかつて委員会の委員として当該事案の調査に関与した者

第二章　処置請求に対する取扱い

（連合会に処置請求があった旨の通知）

第十一条　連合会は、処置請求があったときは、速やかに、その旨の文書による通知を当該弁護士に送達し、弁護士会に送付しなければならない。

２　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　連合会に処置請求があったこと。

二　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

三　処置請求の年月日

四　処置請求の内容（処置請求書の写しを添付することをもって代えることができる。）

五　前条第一項に規定する代理人の選任ができること。

３　弁護士会に対する第一項の通知には、前項第一号から第四号までに規定する事項並びに当該弁護士の氏名（職務上の氏名を使用している者については、職務上の氏名を併記する。以下同じ。）及び登録番号を記載しなければならない。

（弁護士会に事案を送付した旨の通知）

第十二条　連合会は、規程第六条第一項の規定により弁護士会に事案を送付したときは、速やかに、その旨の文書

による通知を当該弁護士及び裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達しなければならない。

２　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　規程第六条第一項の規定により弁護士会に事案を送付したこと。

二　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

三　弁護士会に事案を送付した年月日

３　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第一項の通知には、前項第一号及び第三号に規定する事項並びに当該弁護士の氏名及び登録番号を記載しなければならない。

（弁護士会から事案の送付を受けた旨の通知）

第十三条　連合会は、規程第二条第二項の規定により弁護士会から事案の送付を受けたときは、速やかに、その旨の文書による通知を当該弁護士及び裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達しなければならない。

２　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　規程第二条第二項の規定により弁護士会から事案の

送付を受けたこと。

二　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

三　弁護士会から事案の送付を受けた年月日

四　第十条第一項に規定する代理人の選任ができること。

3　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第一項の通知には、前項第一号及び第三号に規定する事項並びに当該弁護士の氏名及び登録番号を記載しなければならない。

（結果及び意見の報告）

第十四条　委員会は、調査を遂げたときは、調査の結果及び処置についての意見を記載した報告書を添えて、連合会の会長に報告しなければならない。

（当該弁護士の意見の陳述）

第十五条　委員会は、規程第八条第一項各号に掲げる処置をすることを相当とする旨の意見を連合会の会長に報告するときは、あらかじめ、当該弁護士に意見を述べる機会を与えるため、その期日を通知しなければならない。

2　前項の通知は、文書を当該弁護士に送達する方法によらなければならない。

（当該弁護士の死亡等による終了）

第十六条　連合会は、当該弁護士が死亡したとき又は弁護士でなくなったときは、手続を終了する。

2　連合会は、前項の規定により手続を終了したときは、速やかに、その旨の文書による通知を裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達し、弁護士会及び当該弁護士が弁護士でなくなった場合にあっては当該弁護士であった者に送付しなければならない。

3　弁護士会に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該弁護士（当該弁護士が弁護士でなくなった場合にあっては当該弁護士であった者）の氏名及び登録番号

二　手続を終了した旨及びその理由

三　手続を終了した年月日

四　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

4　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第二項の通知には、前項第一号から第三号までに規定する事項を記載しなければならない。

5　当該弁護士であった者に対する第二項の通知には、第

三項第二号から第四号までに規定する事項を記載しなければならない。

（処置請求の取下げによる終了）

第十七条　連合会は、裁判所若しくは裁判官又は検察官が処置請求を取り下げたときは、手続を終了する。

2　連合会は、前項の規定により手続を終了したときは、速やかに、その旨の文書による通知を当該弁護士に送達し、弁護士会に送付しなければならない。

3　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　手続を終了した旨

二　手続を終了した年月日

三　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

4　弁護士会に対する第二項の通知には、前項各号に規定する事項並びに当該弁護士の氏名及び登録番号を記載しなければならない。

（助言又は勧告）

第十八条　連合会は、規程第八条第一項の規定により当該弁護士に助言又は勧告をすることを相当と認めるときは、決定書を作成し、当該弁護士に送達しなければならない。

2　決定書には、助言又は勧告の別、助言又は勧告の内容及びその理由を記載し、連合会の会長がこれに署名押印しなければならない。

3　助言又は勧告は、決定書を当該弁護士に送達することによって効力を生ずる。

4　連合会は、規程第八条第一項の規定により同項第一号に掲げる処置をしたときは、速やかに、その旨の文書による通知を裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達し、弁護士会に送付しなければならない。

5　弁護士会に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該弁護士の氏名及び登録番号

二　規程第八条第一項の規定により同項第一号に掲げる処置をしたこと。

三　助言又は勧告の別、助言又は勧告の内容及びその理由（決定書の写しを添付することをもって代えることができる。）

四　助言又は勧告が効力を生じた年月日

五　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

6　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第四項の通知には、前項第一号から第四号までに規定する事項及び規程第九条第二項の規定により意見を付す場合にあっては、意見の内容（意見の内容を記載した書面を添付することをもって代えることができる。）を記載しなければならない。

7　連合会は、規程第九条第二項の規定により意見を付したときは、当該弁護士及び弁護士会に、その旨を前項の通知（意見の内容を記載した書面を添付した場合にあっては、その書面を含む。）の写しを添えて通知しなければならない。

（懲戒の事由があると思料する旨の通知）

第十九条　連合会は、規程第八条第一項の規定により当該弁護士について懲戒の事由があると思料するときは、速やかに、その旨の文書による通知を弁護士会に送付しなければならない。

2　前項の通知には、当該弁護士について懲戒の事由があると思料する旨及びその理由並びに事案の内容を記載しなければならない。

3　連合会は、規程第八条第一項の規定により同項第二号に掲げる処置をしたときは、速やかに、その旨の文書による通知を当該弁護士及び裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達しなければならない。

4　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　規程第八条第一項の規定により同項第二号に掲げる処置をしたこと。

二　当該弁護士について懲戒の事由があると思料する理由及び事案の内容（弁護士会に対する通知の写しを添付することをもって代えることができる。）

三　弁護士会に通知を送付した年月日

四　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

5　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第三項の通知には、前項第一号から第三号までに規定する事項及び次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　当該弁護士の氏名及び登録番号

二　規程第九条第二項の規定により意見を付す場合にあっては、意見の内容（意見の内容を記載した書面を添付することをもって代えることができる。）

6　連合会は、規程第九条第二項の規定により意見を付したときは、当該弁護士及び弁護士会に、その旨を前項の

通知（意見の内容を記載した書面を添付した場合にあっては、その書面を含む。）の写しを添えて通知しなければならない。

（処置しない旨の決定）

第二十条　連合会は、規程第八条第三項の規定により当該弁護士につき処置しない旨の決定をしたときは、決定書を作成しなければならない。

2　決定書には、当該弁護士につき処置しない旨及びその理由を記載しなければならない。

3　連合会は、規程第八条第三項の規定による決定をしたときは、速やかに、その旨の文書による通知を当該弁護士及び裁判所若しくは裁判官又は検察官に送達し、弁護士会に送付しなければならない。

4　当該弁護士に対する前項の通知には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　規程第八条第三項の規定による決定をしたこと。

二　当該弁護士につき処置しない理由（決定書の写しを添付することをもって代えることができる。）

三　当該弁護士につき処置しない旨の決定をした年月日

四　裁判所の名称又は裁判官若しくは検察官の所属及び氏名

5　弁護士会に対する第三項の通知には、前項各号に規定する事項並びに当該弁護士の氏名及び登録番号を記載しなければならない。

6　裁判所若しくは裁判官又は検察官に対する第三項の通知には、第四項第一号から第三号まで及び前項に規定する事項並びに規程第九条第二項の規定により意見を付す場合にあっては、意見の内容（意見の内容を記載した書面を添付することをもって代えることができる。）を記載しなければならない。

7　連合会は、規程第九条第二項の規定により意見を付したときは、当該弁護士及び弁護士会に、その旨を前項の通知（意見の内容を記載した書面を添付した場合にあっては、その書面を含む。）の写しを添えて通知しなければならない。

（検察庁への通知）

第二十一条　連合会は、規程第九条第二項の規定により裁判所又は裁判官に対する通知に、検察官の訴訟活動等に関する意見を付したときは、当該検察官を指揮監督する権限を有する者に、その旨を裁判所又は裁判官に対する通知（意見の内容を記載した書面を添付した場合にあっては、その書面を含む。）の写しを添えて通知しなけれ

ばならない。

附　則

この規則は、平成十八年九月十五日から施行する。

附　則（平成二一年二月一九日規則第一四〇号

職務上の氏名に関する規程の制定に伴う規則の整備等に関する規則　第六条、第一一条改正）抄

1　この規則は、職務上の氏名に関する規程（会規第八十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二一年一二月一七日理事会決議で平成二二年一二月一日から施行）

附　則（平成二二年四月一六日改正）

第一条第一号の改正規定は、平成二二年四月十六日から施行し、平成十九年十二月二十六日から適用する。

附　則（平成二六年一二月一八日規則第一六五号

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則　第一〇条改正）抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第

二十九号）の施行の日から施行する。（後略）

（平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行）

附　則（平成二九年三月一六日改正）

題名、第一条第一号、第二号及び第五号から第八号まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項、第二項第二号及び第三項、第十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第十六条第二項、第三項第四号及び第四項、第十七条第一項及び第三項第三号、第十八条第四項、第五項第五号及び第六項、第十九条第三項、第四項第四号及び第五項並びに第二十条第三項、第四項第四号及び第六項の改正規定は、平成二十九年三月十六日から施行し、平成二十八年十二月一日から適用する。

附　則（令和三年六月一八日規則第二〇〇号

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に関する規則　第二条、第九条、第一〇条改正）

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十

三号）第二条の規定の施行の日から施行する。

（令和四年政令第四一号で令和四年一一月一日から施行）

附　則（令和六年一月一九日改正）

第一条第一号及び第四号から第五号まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項、第二項第二号及び第三項、第十三条第一項、第二項第二号及び第三項、第十六条第二項、第三項第四号及び第四項、第十七条第一項及び第三項第三号、第十八条第四項、第五項第五号及び第六項、第十九条第三項、第四項第四号及び第五項、第二十条第三項、第四項第四号及び第六項並びに第二十一条の改正規定は、令和六年一月十九日から施行し、令和五年十一月十五日から適用する。ただし、これらの改正規定中、裁判官に関する部分は、令和六年二月十五日から施行する。